

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部福祉課																	
件 名	旧犬山市福祉会館解体工事付帯工事①（犬山北小学校塀復旧工事）																	
契 約 内 容	旧犬山市福祉会館解体工事に伴い、工事車両の搬出入幅員確保のため犬山北小学校塀の一部を撤去していた。当初は令和3年度に復旧を行う予定だったが、解体工事の工期末が3月19日であり、それ以降の安全対策が不十分になることから、犬山北小学校からの打診も踏まえ、解体工事と並行し、令和2年度中に施工を実施するもの。																	
契 約 期 間	令和3年1月28日（木）～令和3年3月26日（金）																	
契 約 締 結 日	令和3年1月27日																	
契 約 相 手 方	大興建設株式会社																	
契 約 金 額	6,587,900円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該業者は旧犬山市福祉会館解体工事の受注者であり、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することや、現在旧犬山市福祉会館解体工事に伴って利用している資材を活用できる見込みがあるほか、現場管理等においても合理的に行える見込みであるため随意契約を行うものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部福祉課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部福祉課																	
件 名	旧犬山市福祉会館解体工事 付帯工事②（福祉会館跡地フェンス設置工事）																	
契 約 内 容	旧犬山市福祉会館解体後の跡地について、令和3年度には大手門枡形跡地の遺構を確認するための発掘調査が予定されているため、更地の状態では安全管理上問題が生じる可能性がある。また、違法駐車や不法投棄の恐れもあることから、侵入等を防止するためのネットフェンスを設置する。観光シーズンを迎えるにあたり空白期間が生じないように、解体工事と並行し、令和2年度中に施工するもの。																	
契 約 期 間	令和3年1月28日（木）～令和3年3月26日（金）																	
契 約 締 結 日	令和3年1月27日																	
契 約 相 手 方	大興建設株式会社																	
契 約 金 額	4,840,000円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事は、本体工事である旧犬山市福祉会館解体工事と同一敷地内で実施するものであることから、本体工事の受注者に施工させることにより、工程調整を円滑に行うことが可能となり、作業の効率化による工期の短縮が見込まれる。 また、本体工事の重機の継続使用による運搬費用等の削減や安全管理のための人員を兼ねることによる経費の縮減も見込まれるため、随意契約を締結するもの。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部福祉課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	道路改良付帯工事																	
契 約 内 容	コンクリート舗装工 ケーブル配管工 照明工 仮設工 構造物撤去工	A = 68 m ² N = 1 式 N = 1 式 N = 1 式 N = 1 式																
契 約 期 間	令和3年1月29日～令和3年3月30日																	
契 約 締 結 日	令和3年1月28日																	
契 約 相 手 方	勝建設株式会社																	
契 約 金 額	5,457,100円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、勝建設株式会社と契約している市道羽黒前原台線道路改良工事（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市大字塔野地字大畔地内）の付帯工事である。当該工事は、本工事区間内における照明灯設置、本工事により必要となるコンクリート舗装復旧及び仮設工事等を施工するものであり、本工事と一連の作業で施工する必要がある。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、勝建設株式会社と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	道路改良付帯工事（その3）																	
契 約 内 容	道路土工 防護柵工	N = 1 式 L = 1 5 m																
契 約 期 間	令和3年2月18日～令和3年3月26日																	
契 約 締 結 日	令和3年2月17日																	
契 約 相 手 方	株式会社青山組																	
契 約 金 額	1,628,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、株式会社青山組と契約している市道富岡荒井線道路改良工事（その2）（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市字番前地内）の付帯工事である。当該工事は、本工事区域内に接続する工事用道路を、本工事の完了により撤去するものであり、本工事と一連の作業で施工する必要がある。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、株式会社青山組と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕	
契 約 内 容	羽黒新田米野前の給水管が破損し、宅地内で漏水が発生しているため、宅地内を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	令和3年2月8日から令和3年3月30日	
契 約 締 結 日	令和3年2月8日	
契 約 相 手 方	イヌヤマ設備（株）	
契 約 金 額	442,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	宅地内から漏水しており、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	配水管漏水修繕																									
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。																									
契 約 期 間	令和3年2月8日から令和3年2月28日																									
契 約 締 結 日	令和3年2月8日																									
契 約 相 手 方	小島施設(株)																									
契 約 金 額	376,200円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額以下である。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	羽黒浄水場 1号井戸取水流量計修繕	
契 約 内 容	井戸の流量計が故障した為、修繕を実施する。	
契 約 期 間	令和3年2月22日から令和3年3月19日	
契 約 締 結 日	令和3年2月22日	
契 約 相 手 方	愛知時計電機（株）	
契 約 金 額	396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	井戸の流量計が故障し、揚水量の正しい計測が不可となり、井戸の自動制御に支障を来たしている為、修繕が必要である。 修繕対象である流量計は愛知時計電機（株）の製品であり、製造元である同業者の他に当該流量計の修繕を施行出来る業者がない為、上記根拠規定に基づき随意契約とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	配水管漏水修繕																									
契 約 内 容	犬山市大字羽黒字南郷地内の配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。																									
契 約 期 間	令和3年3月23日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和3年3月23日																									
契 約 相 手 方	(有)松浦設備																									
契 約 金 額	507,100円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	道路から漏水しており、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	取付管設置工事（2-47）	
契 約 内 容	取付管設置 N=1箇所	
契 約 期 間	令和3年1月12日 ～ 令和3年3月12日	
契 約 締 結 日	令和3年1月8日	
契 約 相 手 方	中京開発(株)	
契 約 金 額	594,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	本工事は、犬山市字観音浦地内の公共下水道への取付管設置工事である。当初は宅内側を施工する水道工事業者が施工を計画していたが、ボックスカルバート及び擁壁の下越しが必要ことが判明したため、楽田地内の土木工事業者の中で、緊急に施工対応が可能であった中京開発(株)と随意契約するものです。	
そ の 他 特 記 事 項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	汚水枝線管きょ布設付帯工事（R2-KI2工区）	
契 約 内 容	既設管撤去工 一式 既設構造物撤去工 一式	
契 約 期 間	令和3年1月21日 ～ 令和3年3月12日	
契 約 締 結 日	令和3年1月20日	
契 約 相 手 方	（株）いしだ建設	
契 約 金 額	550,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、現在施工中の汚水枝線管きょ布設工事（R2-KI2工区）について、掘削に伴い撤去が必要となった既設管及び既設構造物の撤去工事である。施工については、現在施工中の工事と連続性が求められるものであるため、施工中工事の受注者である株式会社いしだ建設と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課																	
件 名	汚水枝線管きょ布設付帯工事（R2-KI1工区）																	
契 約 内 容	改良土撤去工 A = 9 0 m ³ 既設構造物撤去復旧工 L = 1 1 m 試掘工 一式																	
契 約 期 間	令和3年3月3日 ～ 令和3年3月17日																	
契 約 締 結 日	令和3年3月2日																	
契 約 相 手 方	大竹建設(株)																	
契 約 金 額	1,705,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、現在施工中の汚水枝線管きょ布設工事（R2-KI1工区）について、掘削に伴い撤去が必要となった既設改良土及び既設構造物の撤去、試掘工事である。施工については、現在施工中の工事と連続性が求められるものであるため、施工中工事の受注者である大竹建設株式会社と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設 1 号炉・2 号炉バグフィルタ補修工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設 1 号炉・2 号炉バグフィルタ補修工																									
契 約 期 間	令和3年1月5日～令和3年3月25日																									
契 約 締 結 日	令和3年1月4日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	11,110,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第2号</td> <td></td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td></td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td></td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td></td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td></td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td></td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td></td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号		少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○ 第2号		契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号		障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号		緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号		競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号		時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号		競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号		落札者が契約を締結しないとき。
第1号		少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○ 第2号		契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
第3号		障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
第5号		緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
第6号		競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
第7号		時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
第8号		競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
第9号		落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で補修を行うバグフィルタを含む排ガス処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>本工事は、焼却炉の排ガス処理能力に係わる、重要な工事となり細心の注意を払って施工することが求められるが、焼却炉の停止期間に限られるため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者により、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模補修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設DCS装置PC更新工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設DCS装置PC更新工																									
契 約 期 間	令和3年2月10日～令和3年3月29日																									
契 約 締 結 日	令和3年2月9日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	4,180,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>DCS装置PC更新工事は、既存設備の構造や性能をふまえ、これと整合する施工が求められる。DCS装置のPCは、株式会社川崎技研製作の制御プログラムをインストールして使用しており、制御プログラムは焼却炉の性能維持・安定燃焼に係わる重要なシステムの一部であり、高度な専門技術により設計されている。</p> <p>本工事は、焼却炉の性能維持・安定燃焼に係わる、重要な工事となり細心の注意を払って施工することが求められるが、焼却炉の停止期間に限られるため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模補修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課